



**後期高齢者医療制度  
加入の皆さまへ**

町民生活課

○「後期高齢者医療被保険者証」  
の変更について

平成21年中の所得状況により、負担割合が変更となる方について  
は、8月から使用する新しい被保険者証を7月中に郵送します。

◆ 交付を受けられる方

住民税非課税世帯に属する方  
(低所得区分Iおよび低所得区分IIの方)は、申請により認定証の交付を受けられます。  
・ 低所得区分Iに該当する方

◆ 標準負担額認定証について

この認定証を医療機関の窓口に提示することで、入院時の自己負担限度額と食事代が減額されます。

現在お使いの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証は、平成22年7月31日までが有効期限となっております。

すでに認定証の交付を受けている方  
ために交付を受けている方  
（内線145）

世帯員全員が住民税非課税である方のうち、世帯員の各所得金額がすべて0円の方（公的年金の場合は80万円以下）および老齢福祉年金受給者であること

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・被保険者証

【申請場所】

町民生活課 国保介護班  
(3)番窓口

○適用区分② 一般	・窓口での自己負担額 1割
○適用区分③ 低所得Ⅰ	・自己負担限度額
・外来十入院 毎単位(月) 4万4,000円	・窓口での自己負担額 1割
・外来十入院 每単位(月) 1万200円	・自己負担限度額
・入院時の1食あたりの食事代 260円	・入院時の1食あたりの食事代 260円
0円	0円
○適用区分② 低所得Ⅰ	・窓口での自己負担額 1割
・外来十入院 每単位(月) 8,000円	・窓口での自己負担額 1割
・入院時の1食あたりの食事代 210円	・入院時の1食あたりの食事代 210円
160円	160円

※過去1年間で2回以上降り4万4,400円  
うち外来(個人単位)月 4万4,000円

○「後期高齢者医療制度適用・標準負担額認定証」について	○適用区分② 低所得Ⅰ
この認定証を医療機関の窓口に提示することで、入院時の自己負担限度額と食事代が減額されます。	・窓口での自己負担額 1割
現在お使いの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証は、平成22年7月31日までが有効期限となっております。	・自己負担限度額
すでに認定証の交付を受けている方	・外来十入院 每単位(月) 8,000円
（内線145）	・入院時の1食あたりの食事代 100円

◆ 保障料の減免について

天災その他特別の事情等で保険料の納付が著しく困難になった場合は、申請により保険料の減免を受けられことがありますので、お早めにご相談ください。

◆ 問い合わせ先

申込み受付 受付時間 午前8時30分～午後5時まで（土日、祝祭日および12月29日～1月3日までは休み）

続きの必要はありません。

◆ 高額医療費の自己負担限度額および食事療養標準負担額

○適用区分① 現役並み所得者

・自己負担限度額

・外来十入院(毎単位) 8万1,000円+

※過去1年間で2回以上降り4万4,400円  
うち外来(個人単位)月 4万4,000円

・入院時の1食あたりの食事代 260円

0円

町では、青森県住宅供給公社の依頼を受けて、次のとおり宅地の分譲を募集します。

◆ 募集団地および区画数等

○種別

宅地分譲

○団地名

みどり第三住宅団地

○区画数

20 (特別5、一般15)

○土地面積

289m<sup>2</sup> (87・6坪)

409m<sup>2</sup> (123・9坪)

○土地価格

406万円～615万円

○日時

平成22年6月26日(土)  
午前10時～午後4時

○場所

同地内(現地テント)

◆ 分譲制度について

特別価格宅地分譲制度、複数区画宅地分譲制度、新築住宅一般公開制度があります。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

# 貸金業法が大きく変わります!

平成22年6月18日に改正法が施行されました。

■ 借入額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。

■ 借入の際、基本的に年収を証明する書類が必要となります。

年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトをご覧ください。 <http://www.fsa.go.jp/>

借り入れや返済のお悩みは、お早めに相談を!

相談窓口の相談先は、以下の番号でご案内します。

消費者ホットライン(消費生活相談窓口) 0570-064-370  
金融庁・金融サービス利用者相談室 0570-016-811-03-5251-6811

## 内閣総理大臣名の書状を贈呈します

請求期限 平成23年3月31日

先の大戦において、外地等(事変地の区域または戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に対して、そのご労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

詳しくは下記までご連絡ください。

■ 総務省大臣官房総務課管理室 業務担当  
電話 03(5253)5182 FAX 03(5253)5190

今月の納税

## 町民税・県民税

### 第1期

納期限 6月30日(水)

★納期限を守りましょう

◆申込み・問い合わせ先  
建設整備課 土木班  
(内線287)

または青森県住宅供給公社  
TEL 017 (723) 16227

## 有料化シールは、旧ごみ袋の可燃・不燃ごみに貼つてください

町民生活課

町では、昨年11月4日から家庭

で在庫を抱えている旧ごみ袋を消化してもらうため有料化シールを販売しています。

有料化シールは、旧ごみ袋(透明、緑色の2種類)に貼つて、どちらも可燃・不燃ごみ袋として使用できます。

土曜日に出す資源ごみ袋に有料化シールを貼つて出している方が見受けられます。資源ごみは有料化されていませんので貼る必要はありません。

また、ごみを出す際に可燃・不燃・資源ごみの分別を正しく行うようご協力をお願いします。

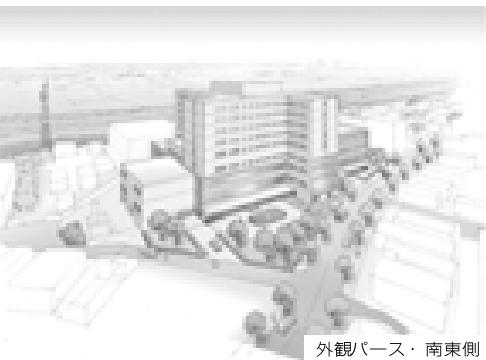


◆問い合わせ先  
町民生活課 くらしの窓口班  
(内線151)

## 中核病院の基本設計が完成しました

つがる西北五広域連合

中核病院の基本設計については、全国公募型プロポーザルにより設計業者を決定し、設計計画を進めてきたところですが、このたび基本設計が完成し、建物の概要がまとまりましたのでその一部を紹介します。



http://www.aoi-morinet-tsugaru/



### 乳幼児健康診査

#### 【4か月児健康診査】

- ・月 日 7月7日(水)
- ・受 付 午後1時~1時10分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成22年2月生まれ
- ・内 容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

#### 【10か月児健康診査】

- ・月 日 7月7日(水)
- ・受 付 午後1時20分~1時30分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成21年8月生まれ
- ・内 容 小児科診察・予防接種虫歯予防のお話など

#### 【7か月児健康相談】

- ・月 日 7月8日(木)
- ・受 付 午前9時20分~9時30分

- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成21年11月生まれ
- ・内 容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食(食事用のエプロン、おしづり等をお持ちください)

#### 【3歳児健康診査】(3歳6~9か月児)

- ・月 日 7月28日(水)
- ・受 付 正午~12時10分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成18年10/11/12月生
- ・内 容 ※3歳児検診のみ個人通知あり小児科・歯科診察検尿・聴覚検査・視力検査発達、育児相談

※健診時はバスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

- ◆問い合わせ先  
町民生活課 健康長寿班 (内線135)



### ポリオ (急性灰白隨炎)

- ・月 日 7月20日(火)
- ・受 付 午後1時~1時30分(当日受け付け)

- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 生後3か月~90か月末満の乳幼児

※このワクチンは、90か月末満までに、2回接種して終了となります。(41日以上の間隔をあけて2回接種)

- ◆問い合わせ先  
町民生活課 健康長寿班 (内線135)



### 献血 (全血)

- ・月 日 6月29日(火)
- ・受 付 午前10時~午後4時
- ・場 所 ルネサスハイコンポーネンツ

※町での成分献血はありません。

### 夕ぐれ窓口

7月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

■開設期日 7月2日(金)、7月16日(金)

■開設時間 午後5時~6時

閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後5時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽にいでください。

### 教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

□相談先

教育委員会(内線210・250)

■相談日時

月~金曜日 午前8時30分~午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

### 行政・人権相談

町では、町民の皆さん行政に対する意見や要望、また日々生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。7月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽においでください。

■日 時 7月12日(月)

午前10時~午後3時

■場 所 鶴田町国際交流会館 1階102研修室